

法人名：

公益財団法人 秋田県栽培漁業協会

設立年月日 平成4年10月16日

1 法人の概要

代表者職氏名	理事長 大竹 敦	基本財産等	413,500千円	県出資等額及び比率	206,132千円	(49.9%)	所管部課名	農林水産部水産漁港課					
設立目的	水産資源の維持・増大や栽培漁業の技術開発及び調査研究に関する事業を行い、水産物の安定供給と水産業の社会的、経済的基盤の向上を図り、もって地域経済の発展に寄与することを目的とする。												
事業概要	水産動植物の種苗の生産、供給、放流及び斡旋に関する事業、水産動植物の栽培技術の開発及び調査研究に関する事業、その他本法人の目的を達成するために必要な事業												
関連法令、県計画	第8次栽培漁業基本計画												
役員数 (R5.7.1現在)	理事		監事		評議員		計		職員数 (R5.4.1現在)	正職員	出向職員	臨時・嘱託	計
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤					
	1	6		2		10	1	18					

※役員と職員を兼ねている者の人数は、役員と職員の両方に計上し、職員数には括弧(内数)で表示。

2 法人の行動計画(令和4~7年度)

県関与のあり方	継続	経営状況	健全化が必要	取組の方向性	・要経営改善 ・公益的事業の安定実施
目標	○供給するアワビ種苗の自給率向上や、種苗販売先の新規開拓によって収支均衡を図り、事業の安定的な継続を目指す。				
取組	○アワビ種苗生産施設の飼育環境の改善により、供給する種苗の自給率向上を図り、費用の削減によって利益を増加させる。 【目標】アワビ種苗の自給率 R2年度：80% → R7年度：100% ○種苗生産供給事業について、県内外を問わず、新規種苗販売先を開拓することにより、収入を確保する。				

3 財務

①正味財産増減計算書

(単位：千円)

区 分	令和3年度	令和4年度
経常収益	130,450	136,257
基本財産・特定資産運用益	3,174	2,779
受取会費・受取寄附金		
受託事業収益	7,215	8,506
自主事業収益	50,419	44,888
受取補助金・受取負担金	62,091	76,024
その他の収益	7,551	4,060
経常費用	98,111	106,905
事業費	93,788	102,731
管理費	4,323	4,174
人件費(事業費分含む)	41,195	39,192
評価損益等	△ 11,296	△ 19,038
当期経常増減額	21,043	10,314
経常外収益		
経常外費用	71	132
当期経常外増減額	△ 71	△ 132
当期一般正味財産増減額	20,972	10,183
当期指定正味財産増減額	75,044	△ 75,044
当期正味財産増減額合計	96,016	△ 64,861

②貸借対照表

(単位：千円)

区 分	令和3年度	令和4年度
流動資産	114,027	21,514
固定資産	797,757	661,848
資産計	911,784	683,362
流動負債	168,201	3,365
短期借入金		
固定負債	17,003	18,277
長期借入金		
負債計	185,204	21,642
指定正味財産	75,044	
うち基本財産充当額		
一般正味財産	651,537	661,720
うち基本財産充当額	505,035	397,997
正味財産計	726,581	661,720
負債・正味財産計	911,785	683,362

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

③県の財政的関与の状況(事業費補助・委託を除く)

(単位：千円)

区 分	令和3年度	令和4年度	支出目的等
年間支出			
年度末残高			

<主な経営指標>

項 目	令和3年度	令和4年度	増減※
経常収支比率 (経常収益÷経常費用)	133.0%	127.5%	△5.5
流動比率 (流動資産÷流動負債)	67.8%	639.3%	+571.6
自己資本比率 (純資産計÷負債・純資産計)	79.7%	96.8%	+17.1
有利子負債比率 (有利子負債÷純資産計)			

※端数処理の関係で増減が一致しないことがある。

<退職給与引当状況(単位：千円)>

要支給額	引当額	引当率(%)
18,277	18,277	100.0%

法人名：

公益財団法人 秋田県栽培漁業協会

I 自己評価

1 行動計画における目標及び取組の達成状況		2 経営状況	
<p>【令和4年度実績】</p> <p>○春放流の要望に対応するために15千個、前年度の施設整備により採苗できなかった分の補充として120千個の稚魚を外部から購入したため、アワビ種苗の自給率は65%に留まった。一方、新たな種苗供給先として、遊漁関連団体や県内企業が企画する放流イベントに参画し協力金等を得た。</p>		<p>【令和4年度実績】</p> <p>○前年と同様、一般正味財産に振替した補助金収入75万円により収益が多いように見えるものの、それを除けば依然として赤字体質が続いている。特に、自主事業収益（種苗売却収益）の50万円余りの減額は、大きな影響要因となった。</p>	
<p>【自己評価】</p> <p>○アワビ稚魚の購入数は前年に比べ約11%減らしたものの、総供給数が約17%減ったため自給率は前年と同程度となった。また、小規模ながら新規の種苗供給先を得た。</p>		<p>【自己評価】</p> <p>○主要事業であるヒラメ、マダイの種苗生産・放流について、収入である放流協力金と比較して支出が過大になっていることに加え、アワビの生産不調とそれに伴う外部からの種苗購入が経営状況を悪化させている。</p>	
<p>○アワビ施設整備の影響で採苗できなかったことによる一時的な減産であるため、自己評価はBとする。整備完了により飼育環境は改善できたため、今後アワビの自給率を上げていくことを目指す。</p>		<p>○新たな種苗販売先をより積極的に開拓すると共に、アワビの種苗生産を早期に軌道に乗せることで、経営状況の改善を図りたい。</p>	<p>評価</p> <p>C</p>

II 所管課評価

1 行動計画における目標及び取組の達成状況		2 経営状況	
<p>○アワビ種苗施設工事の影響から種苗生産が減少し、自給率が目標を下回る結果となったが、新たな供給先へ全体の約13%となる種苗を供給することができた。</p>		<p>○種苗購入費や人件費は前年度と比較し減少しており、経営状況を改善させようと努めているが、赤字体質が続いている。</p>	
<p>○施設工事が完了したことにより、今後生産数が増えることが期待される。近年減少していた漁協・漁業者への供給数の増加や、新たな供給先の開拓により県内自給率を上げるための取組をしていただきたい。</p>		<p>○アワビ種苗生産施設整備のために出捐金を取り崩したが、整備したことにより種苗生産状況が改善し、種苗購入費用の減少と売却収益の増加が期待される。</p>	<p>評価</p> <p>C</p>

III 委員会評価

総合評価	法人全体の取組・運営状況に関するコメント
C	<p>○行動計画に定める「アワビ種苗の自給率」については、目標を下回ったものの、アワビ種苗施設工事によるものと斟酌されるため、今後の動向を注視したい。</p> <p>○経営状況については、施設工事の完了に伴う、収益の増加を期待する一方で、既存先への販売強化と新規先の開拓が喫緊の課題であると考えられる。</p>
<p>【委員からの提言】</p> <p>○赤字体質改善のためには抜本的な改革が必要であり、収益の増加が見込まれない場合は、県水産振興センターとの関係強化の観点からも、法人統合も検討すべきと史料される。</p>	

委員会評価を踏まえた対応方針

法人の対応方針	所管課の対応方針
<p>○漁業者等の需要に対応して実施している「種苗生産・供給事業（アワビ、クルマエビ、クロソイ）」については、生産性の向上に努めるとともに、さらなる販売先の開拓に取り組む。</p> <p>○公益事業であるマダイ、ヒラメ放流用種苗の生産については、財源の多くが水揚げ金額に応じて漁業者から拠出される協力金となっているが、漁業者や水揚げ金額の減少により逆ざやの状況を免れないことから、事業継続のためには経費削減に加え、財源の確保方策について、県や関係者と協議していく。</p>	<p>○県水産振興センターは種苗生産の技術開発を、法人はその技術を活用した種苗生産事業を行っており、役割分担がなされている。今後は、開発された技術の法人移転を促進することにより収益向上を図りたい。</p> <p>○アワビ種苗の自給率については生産施設整備により状況改善が見られているほか、養殖用種苗としてクルマエビの早期種苗生産試験を法人に委託しており、試験結果次第では、種苗販売量が増加しさらなる事業拡大が期待される。</p>

法人名 (公財)秋田県栽培漁業協会

①令和5年度計算書類等

法人所管課 水産漁港課

公益財団法人秋田県栽培漁業協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人秋田県栽培漁業協会（以下、「本法人」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を秋田県男鹿市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、水産資源の維持・増大や栽培漁業の技術開発及び調査研究に関する事業を行い、水産物の安定供給と水産物の社会的、経済的基盤の向上を図り、もって地域経済の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 水産動植物の種苗の生産、供給、放流及び斡旋に関する事業
- (2) 水産動植物の栽培技術の開発及び調査研究に関する事業
- (3) 水産動植物の種苗の飼育管理等に関する受託事業
- (4) 栽培漁業に関する啓もう普及事業
- (5) その他、本法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(財産の種別)

第5条 本法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、本法人の目的である事業を行うために不可欠なものであって、評議員会で決議した財産をもって構成する。

3 基本財産は、本法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

4 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(事業年度)

第6条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 本法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類は、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の理事会の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 財産目録等（定款を除く）は、毎事業年度終了後3箇月以内に、行政庁に提出しなければならない。

5 貸借対照表は、定時評議員会終結後遅滞なく、法令の定めるところにより公告するものとする。

（長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け）

第9条 本法人が、資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも同様とする。

（公益目的取得財産残額の算定）

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第8条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

（評議員の定数）

第11条 本法人に、評議員6名以上10名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）第179条から第195条までの規定に従

い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第14条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができ
きる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める「役員及
び評議員の報酬等並びに費用に関する規程」による。

第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(5) 定款の変更

(6) 残余財産の処分

(7) 基本財産の処分又は除外の承認

(8) 長期借入金及び重要な財産の処分並びに譲受け

(9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた
事項

(種類及び開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種類とする。

2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催する。

3 臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基
づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を
示して、評議員会の招集を請求することができる。その請求は、評議員会
の日の15日前までにしなければならない。

(招集の通知)

第19条 理事長は、評議員会開催の5日前までに、評議員に対して、会議の日
時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知をしなければ
ならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経る
ことなく評議員会を開催することができる。

(議長)

第20条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から

選出する。

(決議)

第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) 長期借入金及び重要な財産の処分並びに譲受け

(6) その他法令及びこの定款に定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議する場合には、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回るときは、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第22条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した評議員のうちから評議員会で選出された2名が記名押印するものとする。

第6章 役員

(役員を設置)

第24条 本法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上10名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって、法人法上の代表理事とし、専務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、本法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、理事長を補佐し、本法人の業務を執行する。
- 4 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反したとき又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第30条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、報酬等を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める「役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程」による。

(役員損害賠償責任の一部免除)

第31条 本法人は、法人法198条第1項において準用する法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責

任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 本法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の5日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長とする。

2 理事長が欠けたとき又は事故があるときは、各理事が議長の職務を代行する。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第37条 理事が、理事会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。但し、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事がこれに記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第39条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(解散)

第40条 本法人は、基本財産の滅失による、本法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(合併)

第41条 本法人は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の議決により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止することができる。

2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第42条 本法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第43条 本法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 本法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局

(設置等)

第45条 本法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 補則

(委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、本法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本法人の設立の登記日現在の理事及び監事は、次の者とする。
理 事 難波 和聡、中村 彰男、須田 紀夫、石井 好勝、平川 正幸、
田中 保則、宮崎 健一
監 事 大竹 敦、船木 律
- 4 本法人の最初の理事長、専務理事は次の者とする。
理事長 難波 和聡
専務理事 須田 紀夫
- 5 本法人の最初の評議員は、次の者とする。
評議員 藤井 英雄、山本 健藏、伊藤 進、鈴木 一眞、加賀谷 道則、
渡辺 敏秀、児玉 俊幸、小島 武志、藤原 由美子、須田 正彦

第Ⅲ 基本財産(出捐金)明細表

令和5年3月31日現在

単位:円

1 漁協関係

名 称	変更前	取崩額	変更後
秋 田 県 漁 業 協 同 組 合	167,657,000	29,418,000	138,239,000
秋 田 県 い か つ り 漁 業 協 会	1,500,000	264,000	1,236,000
八 峰 町 峰 浜 漁 業 協 同 組 合	2,061,000	361,000	1,700,000
能 代 市 浅 内 漁 業 協 同 組 合	2,270,000	396,000	1,874,000
三 種 町 八 竜 漁 業 協 同 組 合	3,012,000	528,000	2,484,000
合 計	176,500,000	30,967,000	145,533,000

2 県・市町

単位:円

名 称	変更前	取崩額	変更後
秋 田 県	250,000,000	43,868,000	206,132,000
八 峰 町 (八 森 町・峰 浜 村)	9,986,000	1,751,000	8,235,000
能 代 市	2,406,000	422,000	1,984,000
三 種 町 (八 竜 町)	1,795,000	317,000	1,478,000
男 鹿 市 (男 鹿 市・若 美 町)	35,463,000	6,222,000	29,241,000
潟 上 市 (天 王 町)	3,889,000	686,000	3,203,000
秋 田 市	2,214,000	387,000	1,827,000
由 利 本 荘 市 (本 荘 市・岩 城 町・西 目 町)	6,629,000	1,162,000	5,467,000
こ か ぼ 市 (仁 賀 保 町・金 浦 町・象 潟 町)	12,618,000	2,218,000	10,400,000
合 計	325,000,000	57,033,000	267,967,000

※新市町名は市町村合併による。

総 合 計	501,500,000	88,000,000	413,500,000
-------	-------------	------------	-------------

秋田県出資・出捐法人 役員名簿

法人名：公益財団法人秋田県栽培漁業協会

時点：令和5年7月1日

番号	役職名称	氏名	職名
1	理事長	大竹 敦	元秋田県水産振興センター所長
2	理事	石井 好勝	八峰町峰浜漁業協同組合代表理事組合長
3	同	大高 光晴	能代市浅内漁業協同組合代表理事組合長
4	同	田中 保則	三種町八竜漁業協同組合代表理事組合長
5	同	船木 律	秋田県漁業協同組合常勤監事
6	同	小松 斉	元全国広域漁船保険組合秋田県支所所長
7	同	水谷 寿	(公財)秋田県栽培漁業協会事務局長
8	監事	藤嶋 茂	全国漁業信用基金協会秋田支所担当監事
9	同	夏井 大助	男鹿市農林水産課長
10	評議員	遠藤 実	秋田県内水面漁場管理委員会長
11	同	工藤 裕紀	秋田県漁業協同組合専務理事
12	同	田村 正	八峰町副町長
13	同	佐藤 清吾	能代市農林水産部長
14	同	檜森 定勝	三種町副町長
15	同	湊 智志	男鹿市産業建設部長
16	同	小野 貴宏	潟上市産業振興部長
17	同	黒沢 亮	秋田市産業振興部長
18	同	齋藤 喜紀	由利本荘市産業振興部長
19	同	本田 雅之	にかほ市副市長
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			

番号	役職名称	氏名	職名
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			
51			
52			
53			
54			

令和5年度 事業計画書

基本方針

栽培漁業による水産振興を図るため、「つくり育てる漁業」を推進する魚類・甲殻類・貝類の各種苗を生産し、必需者に供給するとともに、放流を行います。

また、令和元年度から取り組んでいた（一社）日本釣用品工業会のLOVE BLUE事業の専門機関と連携した放流事業について、令和4年度から3年間事業実施が採択され、2年目の事業として引き続き取り組みます。

各事業の実施計画

1 栽培漁業啓発普及事業

放流式の開催

例年9月第2火曜日に開催している当協会主催の放流式は、第31回放流式として、金浦漁港での開催を予定します。

協会の事業内容を広く周知し、理解を得るためホームページで情報発信します。

URL <http://akita-saibai.com/>

2 受託事業

秋田県水産振興センターが飼育する水産動物の飼育管理業務を受託します。

対象：マダイ・ヒラメ親魚、アユ・トラフグ種苗生産等

3 補助事業

広域種資源造成型栽培漁業推進事業

ヒラメ

(公社)全国豊かな海づくり推進協会補助事業

4の に再掲

(日本海北部海域栽培漁業推進協議会)

4 種苗生産・供給事業

クルマエビ(県水産振興センター栽培漁業施設を使用)

放流用	県内	25mm	2,314千尾
	県外(新潟)	25mm	200千尾
	計	25mm	2,514千尾

エゾアワビ(当協会アワビ種苗生産施設(にかほ市象潟町))

放流用	秋田県内各漁協配布	20mm	319千個
放流用	秋田県内各漁協配布	30mm	40千個
放流用	秋田県内各漁協配布	50mm	18千個
養殖試験用		30mm	2千個
	計		378千個

ヒラメ(県水産振興センター栽培漁業施設を使用)

放流用	秋田県内漁協	50~80mm	30千尾
放流用	広域種資源造成型栽培漁業推進事業	80~120mm	40千尾
放流用	水産多面的機能発揮対策(放流)事業	80mm	40千尾

放流用	一般社団法人日本釣用品工業会放流事業	80 mm	20千尾
	計		130千尾

クロソイ（県水産振興センター栽培漁業施設を使用）

放流用	一般社団法人日本釣用品工業会放流事業	80 mm	17千尾
	計		17千尾

マダイ（県水産振興センター栽培漁業施設を使用）

放流用	秋田県つり連合会マダイ稚魚放流事業	85 mm	4千尾
放流用	一般社団法人日本釣用品工業会放流事業	85 mm	20千尾
	計		24千尾

5 栽培漁業総合推進対策事業

マダイ、ヒラメの種苗生産、中間育成、放流及び市場調査を行います。

種苗生産（県水産振興センター栽培漁業施設を使用）

マダイ	30 mm	550千尾
		（4の分を含む）
ヒラメ	25 mm	400千尾
		（4の分を含む）

中間育成及び放流数

マダイ	85 mm	350千尾
場所：県内2箇所の漁港・港湾、県水産振興センター栽培漁業施設		
ヒラメ	80 mm	180千尾
場所：当協会ヒラメ中間育成施設（八峰町八森） 県水産振興センター栽培漁業施設		

放流効果調査（市場調査）

県内各漁協に出向き、マダイ、ヒラメの漁獲量に占める放流魚の状況を産地市場で調査します。

秋田県内各漁協 令和5年4月1日～令和6年3月31日

収支(正味財産増減)予算書(案)
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

【損益ベース】
(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	収益事業会計	法人会計	合計
一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本的財産運用益				
基本的財産受取利息	2,551,000	0	0	2,551,000
特定資産運用益				
特定資産受取利息	1,500	0	0	1,500
事業収益				
受託事業収入	0	7,008,580	0	7,008,580
種苗売却収入	39,803,828	0	0	39,803,828
受取補助金等				
受取秋田県補助金	0	0	0	0
受取民間補助金	980,000	0	0	980,000
受取負担金				
受取放流協力金	3,530,000	0	0	3,530,000
雑収益				
普通預金受取利息	1,000	0	0	1,000
その他の雑収益	30,000	0	0	30,000
経常収益計	46,897,328	7,008,580	0	53,905,908
(2) 経常費用				
事業費				
給料手当	16,514,000	0	0	16,514,000
臨時雇賃金	4,971,636	5,995,364	0	10,967,000
福利厚生費	4,819,784	1,013,216	0	5,833,000
退職給付費用	2,235,000	0	0	2,235,000
会議費	0	0	0	0
旅費交通費	730,000	0	0	730,000
通信運搬費	210,000	0	0	210,000
減価償却費	12,999,000	0	0	12,999,000
消耗什器備品費	170,000	0	0	170,000
消耗品費	1,400,000	0	0	1,400,000
修繕費	1,900,000	0	0	1,900,000
動力費	10,600,000	0	0	10,600,000
光熱水料費	470,000	0	0	470,000
賃借料	330,000	0	0	330,000
租税公課	1,003,000	0	0	1,003,000
保険料	460,000	0	0	460,000
諸謝金	30,000	0	0	30,000
支払負担金	60,000	0	0	60,000
種苗購入費	6,800,000	0	0	6,800,000
親魚購入費	260,000	0	0	260,000
飼料購入費	3,600,000	0	0	3,600,000
薬品費	230,000	0	0	230,000
役務費	107,000	0	0	107,000
飼育役務費	600,000	0	0	600,000
管理諸費	463,000	0	0	463,000
雑費	220,000	0	0	220,000
事業費計	71,182,420	7,008,580	0	78,191,000

科 目	公益目的事業会計	収益事業会計	法人会計	合計
管理費				
役員報酬	0	0	2,212,000	2,212,000
給料手当	0	0	54,000	54,000
臨時雇賃金	0	0	910,000	910,000
福利厚生費	0	0	413,000	413,000
会議費	0	0	180,000	180,000
旅費交通費	0	0	300,000	300,000
通信運搬費	0	0	150,000	150,000
減価償却費	0	0	0	0
消耗什器備品費	0	0	20,000	20,000
消耗品費	0	0	50,000	50,000
光熱水料費	0	0	50,000	50,000
賃借料	0	0	152,000	152,000
租税公課	0	0	20,000	20,000
支払負担金	0	0	200,000	200,000
監理費	0	0	831,000	831,000
管理諸費	0	0	40,000	40,000
借入利息			0	0
雑費	0	0	20,000	20,000
管理費計	0	0	5,602,000	5,602,000
経常費用計	71,182,420	7,008,580	5,602,000	83,793,000
評価損益等調整前当期経常増減額	24,285,092	0	5,602,000	29,887,092
基本的財産評価損益等				
評価損益等計				
当期経常増減額	24,285,092	0	5,602,000	29,887,092
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
固定資産売却益				
投資有価証券売却益	0			0
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
他会計振替額	5,824,000	5,824,000	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	18,461,092	5,824,000	5,602,000	29,887,092
当期一般正味財産増減額	18,461,092	5,824,000	5,602,000	29,887,092
一般正味財産期首残高				651,536,707
一般正味財産期末残高				621,649,615
指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額				
指定正味財産期首残高				
指定正味財産期末残高				
正味財産期末残高				621,649,615

法人名 (公財)秋田県栽培漁業協会

②令和4年度計算書類等

法人所管課 水産漁港課

財 産 目 録
令和 5 年 3 月 3 1 日 現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)			
普通預金	秋田銀行男鹿支店	運転資金として	20,635,725
未収金	秋田県水産振興センター	受託費	718,334
未収金	豊かな海づくり会(北部・北浦・船川・南部)	モニタリング費用	160,000
流動資産合計			21,514,059
(固定資産)			
基本的財産			
定期預金	秋田銀行男鹿支店(栽培、一般)	公益目的保有財産として	55,287,000
投資有価証券	北九州市公募公債(栽培)	公益目的保有財産として	105,753,200
投資有価証券	北海道公募公債(栽培)	公益目的保有財産として	96,116,800
投資有価証券	利付国債(一般)	公益目的保有財産として	57,633,240
投資有価証券	利付国債(栽培)	公益目的保有財産として	83,206,300
小計			397,996,540
特定資産			
退職給付引当資産	秋田銀行男鹿支店	職員の退職金引当として	18,277,000
修繕費準備資産	秋田銀行男鹿支店	将来の修繕費準備資金として	6,890,000
小計			25,167,000
その他固定資産			
建物	象潟アヒラ生産施設、岩館ヒメ育成施設	公益目的保有資産として	97,337,497
建物附属設備	象潟アヒラ生産施設、岩館ヒメ育成施設	公益目的保有資産として	15,795,028
器具備品	飼育用水槽、ろ過装置、揚水ポンプ 他	公益目的保有資産として	288,548,194
漁具・漁網	マダイ中間育成用生け簀網	公益目的保有資産として	3,525,742
減価償却累計額			166,672,330
電話加入権	事務室		149,968
小計			238,684,099
固定資産合計			661,847,639
資産合計			683,361,698
(流動負債)			
未払費用	N T T、秋田社会保険事務所他	電話代、社会保険料他	1,170,336
未払消費税等	秋田北税務署	消費税	1,719,300
未払法人税等	秋田県、にかほ市	法人県民税、法人市民税	71,600
預り金	職員	雇用保険料、社会保険料	403,940
流動負債合計			3,365,176
(固定負債)			
退職給付引当金	秋田銀行男鹿支店	職員の退職金引当として	18,277,000
固定負債合計			18,277,000
負債合計			21,642,176
正味財産期末残高			661,719,522

(一般)：一般会計 (栽培)：栽培漁業推進基金会計

第 31 年 度
令 和 4 年 度

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

事 業 報 告 書

公益財団法人 秋田県栽培漁業協会

〒010-0531

秋田県男鹿市船川港台島字鵜ノ崎16番地

電 話 (0185)27-2602

FAX (0185)27-3093

目 次

事業報告	ページ
第Ⅰ 事業の状況	
1 全般的な事業の状況	1
2 各事業の状況	2
(1) 種苗生産・供給事業	2
(2) 栽培漁業総合推進事業	3
(3) 種苗飼育業務受託事業	4
(4) 栽培漁業啓発普及事業	4
第Ⅱ 処務の概要	
1 役員に関する事項	5
2 職員に関する事項	5
3 役員会に関する事項	6
4 契約に関する事項	7
5 主な処務事項	8
第Ⅲ 基本財産(出捐金)明細表	
1 漁協関係	10
2 県・市町	10
事業報告の附属明細書	
1 アワビ種苗供給実績	11
2 クルマエビ種苗供給実績	11
3 ヒラメ種苗供給実績	12
4 クロソイ種苗供給実績	12
5 マダイ種苗供給実績	12
6 ガザミ種苗供給実績(斡旋事業)	12
7 栽培漁業総合推進事業等放流実績(ヒラメ)	12
8 栽培漁業総合推進事業等放流実績(マダイ)	13
9 協会独自放流実績	13
10 マダイ・ヒラメ放流協力金明細表	14
11 クルマエビ放流協力金明細表	14
財務諸表	
1 貸借対照表	15
2 正味財産増減計算書	16
3 正味財産増減計算書内訳表	19
4 財務諸表に対する注記	20
5 附属明細書	21
6 財産目録	22
内部管理資料	
1 収支計算書総括表	23
2 一般会計収支計算書	24
3 栽培漁業推進基金会計収支計算書	27
監査報告	29

令和4年度事業報告

当法人が令和4年度に実施した事業について、次のとおり報告する。

第 事業の状況

1 全般的な事業の状況

種苗の生産・供給事業では、エゾアワビについては、南部地区から強い要望のあった春放流に対応するため、岩手県の民間業者から50mm種苗1.5万個を購入し供給した。また前年実施した取水設備更新に伴う工事期間中、十分な採苗ができなかった稚貝分として、岩手県の民間業者から12万個の種苗を購入した。

なお、アワビ種苗供給数は、新たに男鹿市放流会によるアワビ稚貝約5万個の放流が行われたが、漁協・漁業者からの要望が減り、前年に比較し約7.8万個少なかった。

クルマエビはZ1症候群や赤エビ症が疑われる原因不明の斃死が見られ、発症した水槽について廃棄処分等を行った。その後は順調に生育推移し、新たに男鹿市放流会によるクルマエビ稚エビ約70万尾の放流が行われ、25mm稚エビを県内向けに214万尾、県外向けに20万尾を供給したほか、余剰分を男鹿半島周辺地区に協会の独自放流とした。

クロソイは、4月下旬、定置網で漁獲された天然親魚を入手し、4月25日から状態の良好な産仔魚を得て種苗生産を開始し、目標生産数は達成した。稚魚は県内放流要望に供したほか、余剰分を男鹿半島周辺海域に協会の独自放流した。

ヒラメについては、育成親魚から受精卵を収容し、4月11日から種苗生産を開始したが、県内受精卵の十分な確保が難しかったことから、4月12日に（公財）山形県水産振興協会から受精卵を譲り受け、あわせて種苗生産に供した。中間育成は一部を水産振興センター施設で行い、多くは6月1～2日に岩館ヒラメ中間育成施設に移送・飼育し、7月13日から配布、放流を行った。なお、宮城県からヒラメ種苗生産不良による放流稚魚確保が困難になったとの協力要請があり、7月27日、稚魚38,100尾を提供した。

マダイについては、育成親魚から受精卵を収容し、5月25日から種苗生産を開始、7月19日から戸賀湾、椿漁港に設置した網生け簀で漁協職員や漁業者の協力を得て中間育成を行った後、同様に協力を得て9月6日から放流した。例年、金浦漁港においても網生け簀による中間育成を実施したが、令和4～5年度、金浦漁港工事のため、中間育成を行うことができなかった。

ヒラメは栽培基本計画200千尾に対し、243千尾を放流することができたが、マダイは栽培基本計画300千尾に対し、中間育成生け簀の制限と放流直前の魚病発生による減耗があり、258千尾の放流となった。

種苗の需要減少が続く中、（一社）日本釣用品工業会が全国展開する「つり環境ビジョンコンセプトに基づくLOVE BLUE事業専門機関と連携した放流事業」を実施し、工業会から指定を受けた日本釣振興会秋田県支部会員と一緒に秋田港でマダイ稚魚を放流したほか、男鹿マリクラブが男鹿マリーナで行っている「海の日記念イベント」でヒラメ稚魚を放流、秋田県つり連合会が北浦漁港で行っている「マダイ稚魚放流式」に合流しマダイ、クロソイ稚魚を放流したが、新型コロナウイルス感染症対策のため、いずれも児童や一般の参加者による放流は見合わせ、それぞれ会員と協会職員による稚魚放流とした。

2 各事業の状況

(1) 種苗生産・供給事業

エゾアワビ

生産施設 (公財) 秋田県栽培漁業協会アワビ種苗生産施設(象潟)

供給時期 4月4日～翌年3月11日

供給種苗

県内	平均殻長	20mm	332,870個
		30mm	40,300個
		50mm	15,000個
合計		20～50mm	388,170個

クルマエビ

生産施設 秋田県水産振興センター施設

供給時期 9月27日～10月13日

供給種苗

県内	平均全長	25mm	2,141,960尾
県外		25mm	200,000尾
合計		25mm	2,341,960尾

ヒラメ(放流・養殖用の中間育成)

育成施設 秋田県水産振興センター施設及び

(公財) 秋田県栽培漁業協会ヒラメ中間育成施設(岩館)

供給時期 6月23日～9月13日

供給種苗

県内	平均全長	50mm	20,000尾(中間育成放流用)
		80mm	22,600尾(一般事業放流用)
		80mm	20,000尾(LOVE BLUE事業放流)
		80mm	40,000尾(水産多面的事業放流)
県外		80mm	10,000尾(宮城県)
合計		50～80mm	112,600尾

(公社) 全国豊かな海づくり推進協会による広域種資源造成型栽培漁業
推進事業(資源造成事業: 日本海北部海域ヒラメ)

平均全長 76.8～100mm 40,800尾(放流用)

マダイ(放流用等の中間育成)

育成施設 秋田県水産振興センター施設

供給時期 9月2日～12日

供給種苗

県内	平均全長	85mm	20,000尾(LOVE BLUE事業放流)
----	------	------	------------------------

	73.5 ~ 80.1 mm	9,200尾(秋田つり連、伊徳他)
合計	73.5 ~ 85 mm	29,200尾

クロソイ

生産施設 秋田県水産振興センター施設

供給時期 9月2日

供給種苗

県内 平均全長 80 mm 16,500尾(LOVE BLUE事業放流)

ガザミ(斡旋事業)

供給時期 6月23日~7月8日

購入・供給種苗 秋田県水産振興センターが生産した種苗を購入し、斡旋配布

県内 平均甲幅 5 mm 1,515,000尾

(2) 栽培漁業総合推進事業

ヒラメ

種苗生産

生産施設 秋田県水産振興センター施設

生産期間 4月7日~6月3日

生産種苗 平均全長 24.1 ~ 25.8 mm

生産尾数 701,000尾

中間育成

中間育成施設 秋田県水産振興センター施設及び

(公財)秋田県栽培漁業協会ヒラメ中間育成施設(岩館)

中間育成期間 6月1日~9月13日

取り上げ尾数 281,000尾

放流日 7月13日~9月13日

放流種苗 平均全長 76.8 ~ 102.3 mm

放流尾数 99,500尾(残り153,400尾は(1)の に掲載)

マダイ

種苗生産

生産施設 秋田県水産振興センター施設

生産期間 5月25日~7月21日

生産種苗 平均全長 34.6 ~ 50.8 mm

生産尾数 588,000尾

中間育成

- ア 中間育成施設 秋田県水産振興センター施設
中間育成期間 7月19日～9月14日
取り上げ尾数 41,700尾
放流日 9月2～10日
放流種苗 平均全長 73.5～85mm
放流尾数 22,700尾(残り 29,200尾は(1)の に掲載)
- イ 中間育成施設 男鹿市戸賀 戸賀港内 網生け簀
中間育成期間 7月19日～9月6日
放流日 9月6日
放流種苗 平均全長 79.1mm
放流尾数 94,000尾
- ウ 中間育成施設 男鹿市船川港椿 椿漁港内 網生け簀
中間育成期間 7月19日～9月10日
放流日 9月10日
放流種苗 平均全長 80.1mm
放流尾数 112,000尾

放流効果調査及び資料集計

ヒラメ・マダイの市場調査

期 間：令和4年4月1日～令和5年3月31日

ヒラメ・マダイについて、県内産地市場調査を行い人工放流種苗の混入を調査。

(3) 県水産振興センターの種苗飼育等業務の受託事業

秋田県水産振興センターで飼育や種苗生産を行っている魚介類(ヒラメ親魚、マダイ親魚、キジハタ親魚、トラフグ、ガザミ、アユ、キジハタ)の飼育補助、ワムシ等餌料生物の生産補助を受託した。

(4) 栽培漁業啓発普及事業

男鹿市北浦漁港を会場に、9月13日第30回放流式を開催し、関係者と男鹿市立北陽小学校児童によるヒラメ・マダイの稚魚放流を実施し、児童の栽培漁業に関心を持ってもらう学習に対応した。

また、当協会ホームページでは、事業状況の他に、新着情報として各種苗の生産状況や放流情報を写真入りで発信した。

第 処務の概要

1 役員に関する事項

(1) 評議員

令和5年3月31日現在

役 職	氏 名	就任年月日	所 属 等
評議員	遠藤 実	H 29 . 6 . 27	秋田県内水面漁場管理委員会長
同	工藤 裕紀	H 29 . 6 . 27	秋田県漁業協同組合専務理事
同	日沼 一之	H 30 . 6 . 27	八峰町副町長
同	佐藤 清吾	R 4 . 6 . 29	能代市農林水産部長
同	檜森 定勝	R 元 . 6 . 26	三種町副町長
同	田村 力	R 3 . 6 . 28	男鹿市産業建設部長
同	小野 貴宏	R 4 . 6 . 29	潟上市産業建設部長
同	新出 康史	R 元 . 6 . 26	秋田市産業振興部長
同	齋藤 喜紀	R 4 . 6 . 29	由利本荘市農林水産部長
同	本田 雅之	H 30 . 6 . 27	にかほ市副市長

任期は4年 令和6年度事業決算承認にかかる定時評議員会終了時まで

(2) 理事・監事

令和5年3月31日現在

役 職	氏 名	就任年月日	所 属 等
理事長	大竹 敦	R 2 . 6 . 29 (H 27 . 6 . 13)	元秋田県水産振興センター所長 (理事就任年月日)
理 事	石井 好勝	H 27 . 6 . 13	八峰町峰浜漁業協同組合代表理事組合長
同	大高 光晴	H 元 . 6 . 26	能代市浅内漁業協同組合代表理事組合長
同	畠山 成功	H 29 . 6 . 27	三種町八竜漁業協同組合副組合長理事
同	船木 律	H 27 . 6 . 13	秋田県漁業協同組合常勤監事
同	小松 斉	H 29 . 6 . 27	元全国広域漁船保険組合秋田県支所長
同	齋藤 寿	R 2 . 6 . 29	(公財)秋田県栽培漁業協会(事務局長兼務)
監 事	鎌田 重美	R 3 . 6 . 28	男鹿市農林水産課長
同	藤嶋 茂	H 27 . 6 . 13	全国漁業信用基金協会監事・秋田支所監事

任期は2年 令和4年度事業決算承認にかかる定時評議員会終了時まで

2 職員に関する事項

令和5年3月31日現在

職 名	氏 名	採用年月日	担 当 業 務 等
事務局長	齋藤 寿	R 2 . 4 . 1	事務関係全般 総括 (専務理事兼務)
技術専門員	三浦 肇	R 4 . 4 . 1(再)	魚介類種苗生産・中間育成・放流効果調査
主任技術員	杉本 修	H 8 . 4 . 1	魚介類種苗生産・中間育成 (象潟アワビ施設勤務)
技 術 員	佐藤 亮太	H 27 . 4 . 1	魚介類種苗生産・中間育成・放流効果調査
技 術 員	高橋 宥人	R 4 . 4 . 1	魚介類種苗生産・中間育成 (象潟アワビ施設勤務)

3 役員会に関する事項

(1) 理事会

開催月日	議 決 事 項	出席者数及び議事の結果
R 4. 5.27	議案第1号 令和3年度事業報告・貸借対照表・損益計算書 (正味財産増減計算書)及び財産目録承認の件 議案第2号 定時評議員会の日時及び場所並びに目的である 事項等の件	現在理事数 7名 定足数 4名 出席数 4名 監事出席数 2名 議事の結果 ・ 議案第1号 原案どおり承認 ・ 議案第2号 原案どおり決議
R 5. 3.29	議案第1号 令和4年度収支補正予算書(案)の承認の件 議案第2号 令和5年度事業計画書(案)、収支予算書(案)、 資金調達及び設備投資(案)の承認の件 議案第3号 公益財団法人秋田県栽培漁業協会役員及び評議 員の報酬等並びに費用に関する規程の一部改正 の件 議案第4号 新事務局長採用の承認の件	現在理事数 7名 定足数 4名 出席数 5名 監事出席数 2名 議事の結果 ・ 議案第1、2、3、4号 原案どおり承認

(2) 評議員会

開催月日	議 決 事 項	出席者数及び議事の結果
R 4.4.15	臨時評議員会 議案第1号 象潟アワビ種苗生産施設取水工事に係る基本財 産の取り崩しの件 議案第2号 固定資産の取得の件	現在評議員数 10名 定足数 6名 出席数 6名 理事出席数 1名 監事出席数 1名 ・ 議案第1、2号 原案どおり承認

開催月日	議 決 事 項	出席者数及び議事の結果
R 4.6.28	定時評議員会 議案第1号 令3年度事業報告・貸借対照表・損益計算書 (正味財産増減計算書)及び財産目録承認の件 議案第2号 評議員の補欠選任の件	現在評議員数 10名 定足数 6名 出席数 6名 理事出席数 1名 監事出席数 2名 議事の結果 ・ 議案第1号 原案どおり承認 ・ 議案第2号 原案どおり決議

4 契約に関する事項

契約締結月日	契約の相手方	契 約 の 概 要
R4.3.22	秋田県水産振興センター所長	令和4年度 水産振興センター種苗飼育等業務受託 (期間R5.3.31まで) 契約額 8,391,834円
R4.9.28	〃	同上業務 変更契約 変更後契約額 8,505,918円

5 主な処務事項

年	月	日	事項
R4	4	1	アワビ種苗生産中
	4	4	アワビ稚貝 配布・放流(4日・5日:金浦、象潟、平沢)
	4	8	金浦漁港マダイ中間育成筏管理打ち合わせ(金浦漁港)
	4	11	ヒラメ稚魚 ふ化・収容(～14日)種苗生産開始
	4	12	山形県栽培漁業センターからヒラメ受精卵譲り受け(三浦技術専門員、佐藤技術員)
	4	12	納税証明交付手続(男鹿市役所、北税務署、秋田県税事務所)
	4	13	クロソイ親魚収容(～18日)
	4	15	臨時評議員会(秋田市・秋田県水産会館)
	4	18	アワビ採卵(春採苗:18日・5月16日)
	4	19	納税証明交付手続(にかほ市役所)
	4	21	有価証券売却手続
	4	25	クロソイ稚魚収容(～28日)種苗生産開始
	5	12	アワビ稚貝 配布・放流(南平沢)
	5	23	令和3年度事業決算監事監査(秋田市・秋田県水産会館)
	5	24	税理士打ち合わせ(法人税・消費税申告関係)
	5	23	マダイ稚魚 ふ化・収容(～25日)種苗生産開始
	5	30	令和4年度第1回理事会(秋田市・秋田県水産会館)
	6	1	岩館ヒラメ中間育成施設に移送(～2日)
	6	6	稚魚放流イベント打ち合わせ(男鹿市、水産振興センター)
	6	15	評議員推薦手続(15日・16日:能代市役所、潟上市役所、由利本荘市役所)
	6	29	定時評議員会(秋田市・秋田県水産会館)
	6	30	(一社)日本釣用品工業会来所(LOVE BLUE事業打ち合わせ)
	6	23	ガザミ稚ガニ 配布・放流(天王、南部)
	6	27	ガザミ稚ガニ 配布・放流(若美)
	7	1	稚魚放流イベント打ち合わせ(男鹿市、㈱いとく、水産振興センター)
	7	5	令和4年度広域種資源造成型栽培漁業推進検討会(日本海海域ヒラメ)(Web会議)
	7	5	ヒラメ・マダイ部会(水産振興センター)
	7	6	象潟アワビ種苗生産施設取水管潜水調査・打ち合わせ
	7	7	登記変更手続(秋田法務局)
	7	8	ガザミ稚ガニ 配布・放流(秋田)
	7	13	ヒラメ稚魚 配布・放流(13・15日:男鹿鵜ノ崎施設から)
	7	13	象潟アワビ種苗生産施設取水管浮上対策打ち合わせ(Web会議)
	7	14	ヒラメ稚魚 配布・放流(岩館ヒラメ施設から)
	7	18	LOVE BLUE事業ヒラメ放流(男鹿マリーナ:男鹿マリンクラブ)
	7	19	マダイ稚魚 沖出し(男鹿鵜ノ崎施設から戸賀網生け簀へ)
	7	20	マダイ稚魚 沖出し(男鹿鵜ノ崎施設から椿網生け簀へ)
	7	21	クルマエビ 親エビ収容(～8/8)
	7	21	登記簿謄本交付(秋田法務局)
	7	22	象潟アワビ種苗生産施設取水管浮上対策打ち合わせ
	7	25	クルマエビ幼生ふ化(～8/20)種苗生産開始
	7	27	ヒラメ稚魚 出荷(宮城県水産振興協会)
	7	29	放流式打合せ(県漁協北浦、北陽小学校、真山神社)
	7	30	ヒラメ稚魚 配布(三種町八竜漁協)

年	月	日	事項
	8	3	稚魚放流イベント打ち合わせ(男鹿市、㈱いとく、水産振興センター)
	8	5	アワビ稚貝 配布(白神八峰商工会:放流6日)
	8	8	ヒラメ稚魚 放流(天王:男鹿鶴ノ崎施設から)
	8	19	放流式打合せ(県漁協北浦、北陽小学校、真山神社)
	9	1	稚魚放流イベント準備
	9	2	マダイ・クロソイ稚魚放流、LOVE BLUE事業(北浦漁港:秋田県つり連合会)
	9	4	象潟アワビ種苗生産施設取水管浮上対策(象潟アワビ種苗生産施設)
	9	6	マダイ稚魚 放流(椿生け簀から・戸賀生け簀から)
	9	9	稚魚放流イベント及び放流式準備
	9	10	マダイ稚魚 配布・放流(10日・21日・22日:男鹿鶴ノ崎施設から)
	9	10	稚魚放流イベント(男鹿市、㈱いとく:マダイ・クロソイ放流(男鹿市椿漁港))
	9	12	LOVE BLUE事業 マダイ放流(秋田港北防波堤:日本釣振興会秋田県支部)
	9	13	第30回放流式(北浦漁港)
	9	16	職員健康診断(サンワーク男鹿)
	9	28	クルマエビ配布・放流(28・29日・10月13日)
	10	21	会計検査院実地調査(秋田県庁)
	10	21	アワビ採卵(秋採苗)
	10	26	令和4年度栽培漁業若手研修会(～27日:岩手県宮古)(佐藤技術員)
	11	10	象潟アワビ種苗生産施設取水工事関係税務処理打ち合わせ(税理士事務所)
	11	21	アワビ稚貝 配布・放流(21日・24日・25日:畠、戸賀、金浦、象潟、平沢、上浜、松ヶ崎)
	11	22	秋田県水産振興センター研究運営協議会(水産振興センター)
	11	29	増殖関係研究開発推進会議魚介類生産技術部会冷水性海産魚類分科会(～30日:Web会議)
	12	6	アワビ稚貝 配布・放流(6日・9日:増川、女川、台島、椿、南平沢)
	12	7	東日本甲殻類担当者会議(～8日:静岡県掛川)(三浦技術専門員)
R5	1	5	源泉徴収票等法定手続(秋田北税務署)
	1	27	雇用保険電子申請利用説明会(ハローワーク男鹿)
	2	1	海域栽培漁業推進協議会全国連絡会議(～2日:Web会議)
	2	3	日本海海域ヒラメ打ち合わせ(Web会議)
	2	7	広域種資源造成型栽培漁業推進検討会(日本海ヒラメ)(Web会議)
	3	11	アワビ稚貝 配布・放流(八森、岩館)
	3	23	全国豊かな海づくり推進協会来所打ち合わせ(～24日)
	3	24	秋田県沿岸環境・生態系保全対策地域協議会総会(秋田市・秋田県社会福祉会館)
	3	29	令和4年度第2回理事会(秋田市・秋田県水産会館)

第Ⅲ 基本財産(出捐金)明細表

令和5年3月31日現在

1 漁協関係

単位:円

名 称	変更前	取崩額	変更後
秋 田 県 漁 業 協 同 組 合	167,657,000	29,418,000	138,239,000
秋 田 県 いかつり 漁 業 協 会	1,500,000	264,000	1,236,000
八 峰 町 峰 浜 漁 業 協 同 組 合	2,061,000	361,000	1,700,000
能 代 市 浅 内 漁 業 協 同 組 合	2,270,000	396,000	1,874,000
三 種 町 八 竜 漁 業 協 同 組 合	3,012,000	528,000	2,484,000
合 計	176,500,000	30,967,000	145,533,000

2 県・市町

単位:円

名 称	変更前	取崩額	変更後
秋 田 県	250,000,000	43,868,000	206,132,000
八 峰 町 (八 森 町・峰 浜 村)	9,986,000	1,751,000	8,235,000
能 代 市	2,406,000	422,000	1,984,000
三 種 町 (八 竜 町)	1,795,000	317,000	1,478,000
男 鹿 市 (男 鹿 市・若 美 町)	35,463,000	6,222,000	29,241,000
潟 上 市 (天 王 町)	3,889,000	686,000	3,203,000
秋 田 市	2,214,000	387,000	1,827,000
由 利 本 荘 市 (本 荘 市・岩 城 町・西 目 町)	6,629,000	1,162,000	5,467,000
に か ほ 市 (仁 賀 保 町・金 浦 町・象 潟 町)	12,618,000	2,218,000	10,400,000
合 計	325,000,000	57,033,000	267,967,000

※新市町名は市町村合併による。

総 合 計	501,500,000	88,000,000	413,500,000
-------	-------------	------------	-------------

令和4年度

事業報告の附属明細書

- ・ 種苗供給・放流実績表
- ・ マダイ・ヒラメ放流協力金明細表
- ・ クルマエビ放流協力金明細表

付表1 令和4年度アワビ種苗供給実績

供給先	供給月日	平均殻長 (mm)	供給個数(個)	備考(放流地先等)
県漁協北部支所	令和5年3月11日	30.0	13,000	岩館
			13,000	八森
			2,000	岩館漁業者
			4,000	八森漁業者
	4月28日	1,500	養殖用	
県漁協中央支所中央北	11月25日	20.0	27,000	畠
	11月25日		31,000	戸賀
県漁協中央支所中央南	5月12日	20.0	33,620	南平沢
	12月6日		1,000	南平沢漁業者
			9,000	女川
			2,400	増川
			3,800	台島
			2,400	椿
	2,000		椿漁業者	
5月11日	30.0	3,000	養殖試験用	
県漁協秋田地区	11月25日	30.0	1,000	向浜
県漁協南部支所	4月4日	50.0	9,000	象潟漁業者
	4月5日		4,500	金浦漁業者
	1,500		平沢漁業者	
	11月21日	20.0	44,000	金浦
	11月24日		26,000	平沢
	79,000		象潟	
	11月25日	30.0	20,000	上浜
男鹿市放流会	11月25日	20.0	800	松ヶ崎
	12月6日		12,500	畠
			14,500	戸賀
			1,000	増川
	12月9日		4,100	女川
			1,550	台島
	16,000		南平沢	
2,000	椿			
白神八峰商工会	8月5日	30.0	2,000	アワビの里づくり(岩館・八森)
合計		20.0~50.0	388,170	24,478,388円

自県産供給率=252,170/388,170×100
=65.0%

サイズ	数量(個)
20mm	332,870 16,110,908
30mm	40,300 3,417,480
50mm	15,000 4,950,000
供給合計	388,170

うち県外種苗は20mm:100,000個、30mm:20,000個、50mm:15,000個

付表2 令和4年度クルマエビ種苗供給実績

供給先	供給月日	平均全長 (mm)	供給尾数(尾)	備考(放流地先等)
県漁協中央支所中央北	9月29日	25.7	250,000	加茂
			250,000	戸賀
			500,000	五里合
	10月13日		20,970	五里合有志会
			6,990	戸賀・加茂有志会
			15,000	五里合増殖協議会
県漁協中央支所中央南	9月28日	27.9	400,000	台島・中ノ島
男鹿市放流会	10月13日	25.7	196,000	船川(台島)
			252,000	五里合
			125,500	戸賀
			125,500	加茂
新潟県水産振興協会	9月28日	32.8	200,000	山北
合計		25.0	2,341,960	3,315,020円

県内配布(尾)	2,141,960	2,705,520
県外配布(尾)	200,000	352,000
供給合計(尾)	2,341,960	

付表3 令和4年度ヒラメ種苗供給実績

供給先	供給月日	平均全長 (mm)	供給尾数(尾)	備考(放流地先等)
県漁協北部支所	6月23日	50.0	20,000	中間育成用 1,188,000円
南部地区豊かな海づくり会	7月13日	80.0	10,000	放流用 946,000円
北部地区豊かな海づくり会	7月14日	80.0	10,000	放流用 946,000円
北浦地区豊かな海づくり会		80.0	10,000	放流用 946,000円
船川地区豊かな海づくり会	7月15日	80.0	10,000	放流用 946,000円
全国豊かな海づくり推進協会		80.0	10,600	放流用 1,002,760円
(一社)日本釣用品工業会	7月18日	80.0	20,000	LOVE BLUE事業 1,892,000円
宮城県水産振興協会	7月27日	80.0	10,000	放流用 946,000円
三種町八竜漁協	7月30日	80.0	2,000	放流用 189,200円
県漁協天王地区	8月8日	80.0	10,000	放流用 946,000円
合計		50.0~80.0	112,600	9,947,960円

付表4 令和4年度クロソイ種苗供給実績

	供給月日	平均全長 (mm)	供給尾数(尾)	備考(放流地先等)
(一社)日本釣用品工業会	9月2日	80.0	16,500	LOVE BLUE事業 1,560,900円
合計		80.0	16,500	1,560,900円

付表5 令和4年度マダイ種苗供給実績

供給先	供給月日	平均全長 (mm)	供給尾数(尾)	備考(放流地先等)
秋田県つり連合会	9月2日	73.5	4,400	水産振興センター施設:北浦
(一社)日本釣用品工業会	9月2日	85.0	5,000	LOVE BLUE事業 501,000円
	9月12日		15,000	LOVE BLUE事業 1,503,000円
(株)伊徳	9月10日	80.1	4,600	船川(樺漁港)
あまさぎ園			200	展示飼育用 20,040円
合計		73.5~85.0	29,200	2,024,040円

付表6 令和4年度ガザミ種苗供給実績(幹旋事業)

供給先	供給月日	ステージ	供給尾数(尾)	備考(放流地先等)
県漁協天王地区	6月23日	C1	700,000	天王
県漁協南部支所			275,000	西目、松ヶ崎、道川
県漁協中央支所中央南	6月27日		140,000	若美
県漁協秋田地区	7月8日		400,000	新屋、浜田
合計			1,515,000	3,499,650円

(注)C1:稚ガニ1齢期

付表7 令和4年度栽培漁業総合推進事業等放流実績
ヒラメ

供給先	供給月日	平均全長 (mm)	供給尾数(尾)	備考(育成地と放流地先)
県漁協秋田地区	7月13日	76.8	2,800	水産振興センター施設:秋田港
県漁協南部支所			3,500	水産振興センター施設:平沢
			3,500	水産振興センター施設:金浦
			3,700	水産振興センター施設:象潟
県漁協北部支所	7月14日	84.4	54,300	岩館施設:岩館
県漁協中央支所若美		85.5	2,000	岩館施設:岩館
		85.5	11,300	岩館施設:若美
県漁協中央支所中央北		84.5	6,600	岩館施設:北浦
能代市浅内漁協			5,400	岩館施設:浅内
県漁協中央支所中央南	7月15日	84.7	400	水産振興センター施設:船川
三種町八竜漁協	7月30日	94.8	3,000	水産振興センター施設:八竜
県漁協中央支所天王	8月8日	102.3	1,000	水産振興センター施設:天王
栽培漁業協会(放流式)	9月13日	100~	2,000	水産振興センター施設:北浦(放流式)
計		76.8~102.3	99,500	

* 広域種資源造成型栽培漁業推進事業(資源造成事業:日本海北部海域ヒラメ)

供給先	供給月日	平均全長 (mm)	供給尾数(尾)	備考(育成地と放流地先)
(公社)全国豊かな海づくり推進協会	7月13日	76.8	32,700	資源造成支援事業:道川
	8月5日	100~	8,100	資源造成支援事業:道川(標識放流)
計		76.8~100	40,800	

月日	平均全長(mm)	県内放流尾数(尾)
7月13日~9月13日	76.8~102.3	242,900

付表8 令和4年度栽培漁業総合推進事業等放流実績
マダイ

供給先	供給月日	平均全長 (mm)	供給尾数	備考(育成地と放流地先)
県漁協中央支所中央北	9月6日	79.1	94,000	戸賀漁港施設:戸賀
県漁協中央支所中央南	9月10日	80.1	112,000	椿漁港施設:椿
県漁協南部支所			10,200	水産振興センター施設:道川
栽培漁業協会(放流式)	9月13日	80.0	2,500	水産振興センター施設:北浦(放流式)
能代市浅内漁協	9月21日	90.0	4,000	水産振興センター施設:能代
三種町八竜漁協			4,000	水産振興センター施設:能代
県漁協秋田地区	9月22日		2,000	水産振興センター施設:秋田
計		79.1~90.0	228,700	

月日	平均全長(mm)	県内放流尾数(尾)
9月2日~9月22日	79.1~90.0	257,700

付表9 令和4年度協会独自放流等実績

魚種名	放流月日	平均全長 (mm)	放流尾数	備考(放流地先)
ヒラメ	7月27日	93.3	28,100	宮城への無償提供分
クロソイ	7月18日	61.7	7,500	船川(男鹿マリーナ)
	9月2日	91.1	1,900	北浦(北浦)
	9月10日		1,000	船川(椿)
	9月12日		3,200	船川(秋田北防波堤)
クルマエビ	9月28日	27.9	105,000	船川(台島・中ノ島)
	9月29日	25.7	29,400	北浦(五里合)
			23,900	北浦(加茂)
			24,600	北浦(戸賀)
	10月13日	8,130	北浦(五里合)	
		1,010	北浦(戸賀・加茂)	
		15,830	北浦(五里合増殖協議会)	
	9月28日	32.8	14,000	船川(台島)
		19,170	新潟への無償提供分	

付表10 令和4年度 マダイ・ヒラメ放流協力金明細表

単位:円

漁協等名	マダイ	ヒラメ	合計
	金額	金額	
八峰町峰浜漁業協同組合	5,000	5,000	10,000
能代市浅内漁業協同組合	7,000	3,000	10,000
三種町八竜漁業協同組合	15,000	15,000	30,000
秋田県漁業協同組合北部支所	333,195	119,247	452,442
〃 中央支所中央北	378,242	432,130	810,372
〃 中央支所中央南	731,458	173,905	905,363
〃 秋田地区	69,034	3,625	72,659
〃 南部支所	202,808	498,052	700,860
秋田県漁業協同組合 計	1,714,737	1,226,959	2,941,696
秋田県つり連合会	200,000	0	200,000
株式会社 伊徳	300,000	0	300,000
合計	2,241,737	1,249,959	3,491,696

基本はマダイが水揚金額の2%、ヒラメが1%

付表11 令和4年度 クルマエビ放流協力金明細表

単位:円

漁協等名	金額
五里合クルマエビ放流会	30,000
戸賀クルマエビ放流会	10,000
合計	40,000

貸借対照表

令和5年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	20,635,725	109,066,328	88,430,603
未収金	878,334	4,961,164	4,082,830
流動資産合計	21,514,059	114,027,492	92,513,433
2. 固定資産			
(1)基本財産			
定期預金(基)	55,287,000	43,287,416	11,999,584
投資有価証券	342,709,540	461,747,280	119,037,740
基本財産合計	397,996,540	505,034,696	107,038,156
(2)特定資産			
退職給付引当資産	18,277,000	17,003,000	1,274,000
修繕費準備資産	6,890,000	9,433,000	2,543,000
特定資産合計	25,167,000	26,436,000	1,269,000
(3)その他固定資産			
建物	97,337,497	97,337,497	0
建物附属設備	15,795,028	15,795,028	0
器具備品	288,548,194	288,261,094	287,100
漁具・漁網	3,525,742	3,525,742	0
建設仮勘定	0	0	0
減価償却累計額	166,672,330	138,782,743	27,889,587
電話加入権	149,968	149,968	0
その他固定資産合計	238,684,099	266,286,586	27,602,487
固定資産合計	661,847,639	797,757,282	135,909,643
資産合計	683,361,698	911,784,774	228,423,076
負債の部			
1. 流動負債			
未払金	0	142,846,000	142,846,000
未払費用	1,170,336	24,854,127	23,683,791
未払法人税等	71,600	71,600	0
未払消費税等	1,719,300	0	1,719,300
預り金	403,940	429,240	25,300
流動負債合計	3,365,176	168,200,967	164,835,791
2. 固定負債			
退職給付引当金	18,277,000	17,003,000	1,274,000
固定負債合計	18,277,000	17,003,000	1,274,000
負債合計	21,642,176	185,203,967	163,561,791
正味財産の部			
1. 指定正味財産			
地方公共団体補助金	0	75,044,100	75,044,100
指定正味財産合計	0	75,044,100	75,044,100
2. 一般正味財産	661,719,522	651,536,707	10,182,815
正味財産合計	661,719,522	726,580,807	64,861,285
負債及び正味財産合計	683,361,698	911,784,774	228,423,076

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の有価証券は取得価額で計上しています。
時価評価法を採用しています。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
定額法又は旧定額法を採用しています。
- (3) 引当金の計上基準
退職給付引当金...職員の退職に備えて、毎年3月31日時点の要支給額を計上しています。
- (4) 消費税等の会計処理
税込経理方式を採用しています。
- (5) 有価証券の評価基準及び評価方法
平成27年度より満期保有目的の債券以外の有価証券について時価評価法を採用しています。
評価替の方法は洗替法を採用しています。

2. 会計方針の変更

なし

3. 基本的財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本的財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本的財産				
定期預金	43,287,416	55,287,385	43,287,801	55,287,000
投資有価証券	461,747,280	15,570,000	134,607,740	342,709,540
小 計	505,034,696	70,857,385	177,895,541	397,996,540
特定資産				
退職給付引当資産	17,003,000	1,274,000	0	18,277,000
修繕費準備資産	9,433,000	0	2,543,000	6,890,000
小 計	26,436,000	1,274,000	2,543,000	25,167,000
合 計	531,470,696	72,131,385	180,438,541	423,163,540

4. 基本的財産及び特定資産の財源等の内訳

基本的財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本的財産				
定期預金	55,287,000	0	55,287,000	0
投資有価証券	342,709,540	0	342,709,540	0
小 計	397,996,540	0	397,996,540	0
特定資産				
退職給付引当資産	18,277,000	-	-	18,277,000
修繕費準備資産	6,890,000	0	6,890,000	0
小 計	25,167,000	0	6,890,000	18,277,000
合 計	423,163,540	0	404,886,540	18,277,000

5. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	97,337,497	52,291,615	45,045,882
建物付属設備	15,795,028	7,475,582	8,319,446
器具備品	288,548,194	103,379,393	185,168,801
漁具・漁網	3,525,742	3,525,740	2
合計	405,206,461	166,672,330	238,534,131

6. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券はありません。

7. その他有価証券の内訳並びに取得価額、時価及び評価損益(参考)

(単位：円)

種類及び銘柄	取得価額	時価	評価損益	前期末時価
北九州市第19回20年公募公債	100,000,000	105,753,200	5,753,200	111,023,500
北海道平成29年度第11回公募公債	100,000,000	96,116,800	3,883,200	100,938,100
第164回利付国債(20年)	59,532,000	57,633,240	1,898,760	59,911,380
第51回利付国債(30年)	98,681,000	83,206,300	15,474,700	88,864,200
合計	358,213,000	342,709,540	15,503,460	360,737,180

附属明細書

1. 重要な固定資産の明細

(単位：円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
基本的財産	定期預金	43,287,416	55,287,385	43,287,801	55,287,000
	投資有価証券	461,747,280	15,570,000	134,607,740	342,709,540
	基本的財産計	505,034,696	70,857,385	177,895,541	397,996,540
特定資産	退職給付引当資産	17,003,000	1,274,000	0	18,277,000
	修繕費準備資産	9,433,000	0	2,543,000	6,890,000
	特定資産計	26,436,000	1,274,000	2,543,000	25,167,000
その他固定資産	建物	97,337,497	0	0	97,337,497
	建物付属設備	15,795,028	0	0	15,795,028
	器具備品	288,261,094	287,100	0	288,548,194
	漁具・漁網	3,525,742	0	0	3,525,742
	建設仮勘定	0	0	0	0
	減価償却累計額	138,782,743	27,889,587	0	166,672,330
	電話加入権	149,968	0	0	149,968
	その他固定資産計	266,286,586	27,602,487	0	238,684,099

2. 引当金の明細

(単位：円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	17,003,000	1,274,000	0	0	18,277,000

正味財産増減計算書

(令和4年4月1日 から令和5年3月31日 まで)

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本的財産運用益			
基本的財産受取利息	2,778,977	3,172,842	393,865
特定資産運用益			
特定資産受取利息	516	877	361
事業収益			
受託事業収入	8,505,918	7,215,344	1,290,574
種苗売却収入	44,888,158	50,419,132	5,530,974
事業収益計	53,394,076	57,634,476	4,240,400
受取補助金等			
秋田県補助金	0	700,000	700,000
受取民間補助金	980,000	980,000	0
受取補助金等振替額	75,044,100	60,410,900	14,633,200
受取補助金等計	76,024,100	62,090,900	13,933,200
受取負担金			
放流協力金	3,531,696	2,583,239	948,457
雑収益			
受取利息	5	6	1
その他の雑収益	528,494	4,967,583	4,439,089
雑収益計	528,499	4,967,589	4,439,090
経常収益計	136,257,864	130,449,923	5,807,941
(2) 経常費用			
事業費			
給料手当	19,296,054	19,532,500	236,446
臨時雇賃金	10,728,526	11,520,266	791,740
福利厚生費	5,094,125	5,142,463	48,338
退職給付費用	1,274,000	2,235,000	961,000
旅費交通費	437,010	539,239	102,229
通信運搬費	184,675	209,523	24,848
減価償却費	27,889,587	12,999,620	14,889,967
消耗什器備品費	144,650	80,080	64,570
消耗品費	1,266,989	1,721,529	454,540
修繕費	3,220,831	4,877,584	1,656,753
動力費	10,922,258	9,687,446	1,234,812
光熱水料費	496,560	427,183	69,377
賃借料	314,600	300,300	14,300
保険料	453,370	447,257	6,113

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
諸謝金	30,000	30,000	0
租税公課	1,751,100	32,600	1,718,500
支払負担金	8,803	6,680	2,123
種苗購入費	12,966,600	17,532,840	4,566,240
親魚購入費	328,916	471,054	142,138
飼料購入費	4,153,551	4,285,291	131,740
薬品費	275,996	220,800	55,196
役務費	264,044	76,518	187,526
飼育役務費	576,000	801,500	225,500
管理諸費	462,924	462,924	0
雑費	190,141	147,716	42,425
事業費計	102,731,310	93,787,913	8,943,397
管理費			
役員報酬	1,520,000	1,520,000	0
給料手当	140,400	140,400	0
臨時雇賃金	865,855	797,620	68,235
福利厚生費	272,627	306,404	33,777
会議費	95,400	84,777	10,623
旅費交通費	54,014	67,218	13,204
通信運搬費	160,527	170,150	9,623
減価償却費	0	0	0
消耗什器備品費	0	0	0
消耗品費	6,446	9,677	3,231
光熱水料費	36,046	27,011	9,035
賃借料	151,800	151,800	0
租税公課	2,000	2,800	800
支払負担金	6,000	188,910	182,910
監理費	836,000	830,500	5,500
管理諸費	22,964	20,592	2,372
雑費	4,320	5,020	700
管理費計	4,174,399	4,322,879	148,480
経常費用計	106,905,709	98,110,792	8,794,917
評価損益等調整前当期経常増減額	29,352,155	32,339,131	2,986,976
基本的財産評価損益等	19,037,740	11,295,620	7,742,120
評価損益等計	19,037,740	11,295,620	7,742,120
当期経常増減額	10,314,415	21,043,511	10,729,096
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産売却益			
投資有価証券売却益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
(2)経常外費用			
その他経常外費用			
固定資産除去損	0	2	2
経常外費用計	0	2	2
当期経常外増減額	0	2	2
税引前当期一般正味財産増減額	10,314,415	21,043,509	10,729,094
法人税、住民税及び事業税	131,600	71,600	60,000
当期一般正味財産増減額	10,182,815	20,971,909	10,789,094
一般正味財産期首残高	651,536,707	630,564,798	20,971,909
一般正味財産期末残高	661,719,522	651,536,707	10,182,815
指定正味財産増減の部			
受取補助金等			
受取地方公共団体補助金	0	135,455,000	135,455,000
一般正味財産への振替額			
一般正味財産への振替額	75,044,100	60,410,900	14,633,200
当期指定正味財産増減額	75,044,100	75,044,100	150,088,200
指定正味財産期首残高	75,044,100	0	75,044,100
指定正味財産期末残高	0	75,044,100	75,044,100
正味財産期末残高	661,719,522	726,580,807	64,861,285

正味財産増減計算書内訳表

(令和4年4月1日 から令和5年4月31日 まで)

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計 (公1)	収益事業会計 (収1)	法人会計	合計
一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本的財産運用益				
基本的財産受取利息	2,778,977			2,778,977
特定資産運用益				
特定資産受取利息	516			516
事業収益				
受託事業収入		8,505,918		8,505,918
種苗売却収入	41,368,468	3,519,690		44,888,158
事業収益計	41,368,468	12,025,608		53,394,076
受取補助金等				
秋田県補助金	0			0
受取民間補助金	980,000			980,000
受取補助金等振替額	75,044,100			75,044,100
受取補助金等	76,024,100			76,024,100
受取負担金				
放流協力金	3,531,696			3,531,696
雑収益				
受取利息	5			5
その他の雑収益	528,494			528,494
雑収益計	528,499			528,499
経常収益計	124,232,256	12,025,608	0	136,257,864
(2) 経常費用				
事業費				
給料手当	17,863,929	1,432,125		19,296,054
臨時雇賃金	3,500,848	7,227,678		10,728,526
福利厚生費	3,934,810	1,159,315		5,094,125
退職給付費用	1,274,000			1,274,000
旅費交通費	437,010			437,010
通信運搬費	184,675			184,675
減価償却費	27,889,587			27,889,587
消耗什器備品費	144,650			144,650
消耗品費	1,266,989			1,266,989
修繕費	3,220,831			3,220,831
動力費	10,922,258			10,922,258
光熱水料費	455,164	41,396		496,560
賃借料	314,600			314,600
保険料	453,370			453,370
諸謝金	30,000			30,000
租税公課	969,500	781,600		1,751,100
支払負担金	8,803			8,803
種苗購入費	9,633,600	3,333,000		12,966,600
親魚購入費	328,916			328,916
飼料購入費	4,153,551			4,153,551
薬品費	275,996			275,996
役員費	186,014	78,030		264,044
飼育役務費	576,000			576,000
管理諸費	462,924			462,924
雑費	190,141			190,141
事業費計	88,678,166	14,053,144	0	102,731,310
管理費				
役員報酬			1,520,000	1,520,000
給料手当			140,400	140,400
臨時雇賃金			865,855	865,855
福利厚生費			272,627	272,627
会議費			95,400	95,400
旅費交通費			54,014	54,014
通信運搬費			160,527	160,527
消耗品費			6,446	6,446
光熱水料費			36,046	36,046
賃借料			151,800	151,800
租税公課			2,000	2,000
支払負担金			6,000	6,000
監理費			836,000	836,000
管理諸費			22,964	22,964
雑費			4,320	4,320
管理費計	0	0	4,174,399	4,174,399
経常費用計	88,678,166	14,053,144	4,174,399	106,905,709
評価損益等調整前当期経常増減額	35,554,090	2,027,536	4,174,399	29,352,155
基本的財産評価損益等	19,037,740			19,037,740
評価損益等計	19,037,740			19,037,740
当期経常増減額	16,516,350	2,027,536	4,174,399	10,314,415
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
その他経常外費用				
固定資産除去損	0			0
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	16,516,350	2,027,536	4,174,399	10,314,415
法人税、住民税及び事業税	131,600			131,600
当期一般正味財産増減額	16,384,750	2,027,536	4,174,399	10,182,815
一般正味財産期首残高				651,536,707
一般正味財産期末残高				661,719,522
指定正味財産増減の部				
受取補助金等				
受取地方公共団体補助金	0			0
一般正味財産への振替額				
一般正味財産への振替額	75,044,100			75,044,100
当期指定正味財産増減額	75,044,100			75,044,100
指定正味財産期首残高	75,044,100			75,044,100
指定正味財産期末残高	0			0
正味財産期末残高				661,719,522